

市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則

平成 18 年 2 月 1 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市個人情報保護条例(平成 18 年輪島市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 58 条の規定により、市長が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第 1 号によるものとする。

(開示請求書等)

第 3 条 条例第 14 条第 1 項の開示請求書は、様式第 2 号によるものとする。

2 条例第 14 条第 2 項(条例第 23 条第 2 項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として市長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として市長が認めるもの

(開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 19 条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(様式第 4 号)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)

イ 保有個人情報の存否を明らかにできない場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第 6 号)

ウ 保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在決定通知書(様式第 7 号)

(開示決定等期間延長通知書等)

第 5 条 条例第 20 条第 2 項の書面は、開示決定等期間延長通知書(様式第 8 号)とする。

2 条例第 21 条の書面は、開示決定等期限特例通知書(様式第 9 号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 6 条 条例第 22 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第 10 号)とする。

3 条例第 22 条第 1 項又は第 2 項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第 11 号)とする。

4 条例第 22 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項各号に掲げる事項

(2) 条例第 22 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

5 条例第 22 条第 3 項(条例第 42 条において準用する場合を含む。)の書面は、保有個人情報開示通知書(様式第 12 号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク 視聴又は複写の方法

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付の方法

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものを閲覧し若しくは視聴させ、又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、閲覧若しくは視聴又は複写の方法によることができる。

(閲覧又は視聴の制限)

第 8 条 市長は、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が当該保有個人情報が記録された行政情報を汚損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された行政情報の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

3 条例第 23 条の規定により写しの交付による保有個人情報が記録された行政情報の開示を実施する場合における行政情報の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政情報 1 件につき 1 部とする。

(開示請求の特例)

第 9 条 条例第 24 条第 2 項の実施機関が定める書類は、第 3 条第 2 項第 1 号に定める書類その他市長が適当と認める書類とする。

2 条例第 24 条第 3 項の実施機関が定める方法は、閲覧その他市長が適当と認める方法とする。

(費用の納付)

第 10 条 条例第 25 条に規定する写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 条例第 25 条に規定する写しの送付に要する費用は、実際に要する郵便物の料金の額とする。

- 3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(訂正請求書等)

第11条 条例第27条第1項の訂正請求書は、様式第13号によるものとする。

- 2 条例第27条第2項の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として市長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として市長が認めるもの

(訂正決定通知書等)

第12条 条例第29条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)とする。

- 2 条例第29条第2項の書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(訂正決定等期間延長通知書等)

第13条 条例第30条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書(様式第16号)とする。

- 2 条例第31条の書面は、訂正決定等期限特例通知書(様式第17号)とする。

(利用停止請求書等)

第14条 条例第34条第1項の利用停止請求書は、様式第18号によるものとする。

- 2 条例第34条第2項の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として市長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として市長が認めるもの

(利用停止決定通知書等)

第15条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第19号)とする。

- 2 条例第36条第2項の書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書(様式第20号)とする。

(利用停止決定等期間延長通知書等)

第16条 条例第37条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書(様式第21号)とする。

- 2 条例第38条の書面は、利用停止決定等期限特例通知書(様式第22号)とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第17条 条例第41条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第23号)により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第18条 条例第57条の規定による施行の状況の公表は、広報への掲載により行うものと

No.079 市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則

する。

附 則

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	写しの種別	金額
文書及び図画(マイクロフィルムを除く。)	複写機により複写したもの(白黒)	A3版以内 1枚につき10円
		A3版を超えるもの1枚につき100円
	複写機により複写したもの(カラー)	A3版以内 1枚につき50円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの(白黒)	1枚につき10円
電磁的記録	録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスクに複製したもの	実費相当額
	印刷物として出力したもの(白黒)	1枚につき10円
	光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの	実費相当額

## 備考

- 1 行政情報を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は印刷物として出力したときは、片面を1枚として枚数を算定する。
- 2 事業者へ委託して行政情報の写しを作成した場合における当該写しの作成に要する費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に係る行政情報の写しの作成に要した費用に相当する額とする。

## 様式第1号(第2条関係)

## 個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年月日	変更年月日	年月日
事務区分	<input type="checkbox"/> 全庁共通 <input type="checkbox"/> 出先機関共通 <input type="checkbox"/> 固有		
個人情報取扱事務を所管する 組織の名称	作成		
	保有		
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
個人情報取扱事務の根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報記録されている主な行政情報			
取 個 人 得 情 報 先 の	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外		
	本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )	
	取得根拠	条例第5条第3項第[ ]号該当	
	<input type="checkbox"/> 同一実施機関での利用		
個人情報の目的外 利用・提供	利用・提供先	<input type="checkbox"/> 同一実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	目的外利用・提供の根拠	条例第10条第1項第[ ]号に該当	
電子計算機等の結合 による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	提供根拠	<input type="checkbox"/> 法令等( )	
外部委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(委託内容 )		

No.079 市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の記録項目	基 本 的 項 事	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他( )
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他( )
	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> その他( )
	資 産 収 入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引情報 <input type="checkbox"/> その他( )
	思 想 、 信 教 等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
	取 得 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会の意見聴取
	そ の 他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

保有個人情報開示請求書

(あて先)

輪島市長

住所又は居所

氏名

㊟

連絡先(電話番号)

輪島市個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報が記録された行政情報の件名又は内容(できるだけ具体的に記入してください。)		
法定代理人が開示請求する場合における本人の状況等	本人の状況  本人の氏名  本人の住所又は居所	1 未成年者( 年 月 日生) 2 成年被後見人   (電話番号 )
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付又は複写 4 写しの送付	

- 注 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
  - (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- 3 次の欄は、記入しないでください。



No.079 市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則

請求者本人 確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )							
法定代理人資格 確認欄	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他( )							
担当課(所)	(電話番号 )							
保有個人情報が記 録された行政情報 の件名								
文書の所在	年度		分類 記号				簿冊 番号	
備考								

様式第 3 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

輪島市長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日( ) 午前 時 分から 午後
開示の場所	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求し、開示を受ける際には、法定代理人に係る 1 の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。

様式第 4 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報一部開示決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり一部を開示することに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午後
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	輪島市個人情報保護条例第 15 条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課 ( 所 )	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

備	考
---	---

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求し、開示を受ける際には、法定代理人に係る1の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。
- 4 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第 5 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 19 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	輪島市個人情報保護条例第 15 条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

注 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。  
開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第 6 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報の存否を明らかにできないため、開示しないことに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 19 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	
担 当 課 ( 所 )	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備 考	

様式第7号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報不存在決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報  
を保有していないため、開示しないことに決定したので、輪島市個人情報保護条例第19  
条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
保有個人情報を保有し ていない理由	
担 当 課 ( 所 )	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内に、輪島市長に対して異議 申立てをすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定 の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをする ことができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に輪島市を被告として(訴訟におい て輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、こ の決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消 しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上 記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決 定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備 考	

様式第 8 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

開示決定等期間延長通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、輪島市個人情報保護条例第 20 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	



様式第 9 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

開示決定等期限特例通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、輪島市個人情報保護条例第 21 条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
輪島市個人情報保護条例第 21 条の規定を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
保有個人情報のうちの相当部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課 ( 所 )	(電話番号 )
備 考	

様式第 10 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報の開示に係る意見照会書

様

輪島市長 印

輪島市個人情報保護条例第 13 条第 1 項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、あなた(貴 )に関する情報が含まれていますので、同条例第 22 条<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、様式第 11 号により 年 月 日までに回答してください。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴 )に関する情報の内容	
意見書の提出先	担当課(所) (電話番号 )
輪島市個人情報保護条例第 22 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備 考	

様式第 11 号(第 6 条関係)

年 月 日

保有個人情報の開示に係る意見書

(あて先)  
輪島市長

住所又は居所

氏名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称、事務所又は事務所の  
所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

保有個人情報の内容	
意見	1 開示されても支障がない 2 開示されると支障がある (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由

注 1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2を○印で囲んだ場合には、(1)支障がある部分欄及び(2)支障がある理由欄も記載してください。

様式第 12 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報開示通知書

様

輪島市長 印

あなた(貴 )に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、次のとおり開示することを決定したので、輪島市個人情報保護条例第 22 条第 3 項(第 42 条において準用する同条例第 22 条第 3 項)の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴 )に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

- 注 1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 輪島市個人情報保護条例第 42 条において準用する同条例第 22 条第 3 項の規定により通知する場合は、異議申立てに係る教示文を省略すること。

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

保有個人情報訂正請求書

(あて先)  
輪島市長

住所又は居所  
氏名 ㊟  
連絡先(電話番号)

輪島市個人情報保護条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求する保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人が訂正請求する場合における本人の状況等	本人の状況  本人の氏名  本人の住所又は居所	1 未成年者( 年 月 日生) 2 成年被後見人  (電話番号 )

- 注 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
  - (2) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
  - (3) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- 3 開示を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 次の欄は、記入しないでください。



様式第 14 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 ( 所 )	(電話番号 )
備 考	

様式第 15 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報非訂正決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 29 条第 2 項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	



様式第 16 号(第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

訂正決定等期間延長通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、輪島市個人情報保護条例第 30 条第 2 項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

様式第 17 号(第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

訂正決定等期限特例通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、輪島市個人情報保護条例第 31 条の規定により、訂正決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
輪島市個人情報保護条例第 31 条の規定を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課 ( 所 )	(電話番号 )
備 考	

様式第 18 号(第 14 条関係)

年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

(あて先)  
輪島市長

住所又は居所  
氏名 ㊟  
連絡先(電話番号)

輪島市個人情報保護条例第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求する保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
法定代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等	本人の状況 本人の氏名 本人の住所 又は居所	1 未成年者( 年 月 日生) 2 成年被後見人 (電話番号 )

- 注 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 利用停止請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
  - (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- 3 開示を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 次の欄は、記入しないでください。



様式第 19 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

輪島市長



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

様式第 20 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

保有個人情報利用非停止決定通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、輪島市個人情報保護条例第 36 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
担 当 課 ( 所 )	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備 考	

様式第 21 号(第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

利用停止決定等期間延長通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、輪島市個人情報保護条例第 37 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

様式第 22 号(第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

利用停止決定等期限特例通知書

様

輪島市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、輪島市個人情報保護条例第 38 条の規定により、利用停止決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
輪島市個人情報保護条例第 38 条の規定を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課(所)	(電話番号)
備考	



様式第 23 号(第 17 条関係)

第 号  
年 月 日

審査会諮問通知書

様

輪島市長



年 月 日付けの開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に対する不服申立てについて、次のとおり輪島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、輪島市個人情報保護条例第 41 条の規定により通知します。

開示請求・訂正請求・利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	
担当課(所)	(電話番号)
備考	